

【盛岡市から転出される方へ】主な手続きのご案内(令和 8 年度版)

盛岡市役所での手続きについて掲載しています。転出先市区町村で別途手続きが必要になる場合があります。

各窓口における手続きの詳細は、盛岡市ホームページ(<https://www.city.morioka.iwate.jp/>)で広報IDを入力いただくか、担当課へお問合せください。

	手続き等	広報 ID	必要な物	担当課
国民 健康保険 ・ 後期高齢 者医療	☐ 住所地特例対象施設に入所する方	－	在園証明書、本人確認書類	本庁別館 1 階 健康保険課
	☐ 国外転出する方	－	国民健康保険資格確認書等	国保問合せ ☎019-613-8437 後期問合せ ☎019-613-8439
	☐ 後期高齢者医療資格確認書、その他認定証等の返還・資格変更等(①)	1003616	各種資格確認書等	次の窓口は①のみ手続き可能 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
国内転出する方は、手続き不要です。				
年金	国 外 転 出 す る 方	☐ 国民年金第1号被保険者の資格喪失届(必須)、海外任意加入届(②)	1033913 年金手帳(基礎年金番号通知書)またはマイナンバー確認書類、本人確認書類(②は通帳と金融機関届出印も必要)	本庁本館 2 階 医療助成年金課 年金係 問合せ ☎019-626-7529
		☐ 20 歳前傷病による障害基礎年金受給者の年金等支給停止の手続き	－ 年金証書またはマイナンバー確認書類、本人確認書類	都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
		☐ 20 歳前傷病による障害基礎年金以外の年金受給者の住所変更届等 ※詳細は盛岡年金事務所にお問合せください	－ 年金証書またはマイナンバー確認書類、本人確認書類、通帳等	盛岡市中ノ橋通一丁目 6 番 8 号 monaka4 階 日本年金機構 盛岡年金事務所 問合せ ☎019-623-6211
医療費 助成	☐ 各種医療費受給資格の喪失 (乳幼児、妊産婦、小学生、中学生、高校生等、ひとり親等、重度心身障がい者、中度身体障がい者) ※受給者証は転出日の前日まで使用できます。	1021432	各種受給者証	本庁本館 2 階 医療助成年金課 医療助成係 問合せ ☎019-626-7528
	☐ 未熟児養育医療居住地変更	1003825	養育医療券	都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 自立支援医療(育成医療)受給者等記載事項変更	1003826	受給者証(育成医療)	市保健所庁舎 2 階 母子健康課 問合せ ☎019-603-8304
	☐ 小児慢性特定疾病医療支給認定取消	1003829	受給者証	
介護 保険	☐ 住所地特例対象施設へ入所しない方 (被保険者証等の返還等)	－	各種被保険者証等	本庁別館 5 階 介護保険課 問合せ ☎019-626-7561
	☐ 住所地特例対象施設へ入所する方	1014915		都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 本庁別館 5 階 介護保険課 問合せ ☎019-626-7561
児童 手当等	☐ 児童手当の受給事由消滅届	1002493	なし	本庁本館 2 階 医療助成年金課 医療助成係 市保健所庁舎 4 階 子ども青少年課 問合せ ☎019-613-8354
	※転出先の市区町村で児童手当を引き続き受給するには、新たに申請が必要です。			
	☐ ひとり親家庭等医療費受給資格の喪失	－	医療費受給者証	都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	☐ 児童扶養手当の転出前届	1002494	児童扶養手当証書	上記のうち医療助成年金課を除く 3 箇所
障がい 福祉	☐ 母子父子寡婦福祉資金の借主、連帯借主、連帯保証人の住所変更	1002519	なし	市保健所庁舎 4 階 子ども青少年課 問合せ ☎019-613-8354
	☐ 身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療(更生医療)(③)	－	障害者手帳または受給者証	本庁本館 5 階 障がい福祉課 ③、⑤問合せ ☎019-613-8346 ④問合せ ☎019-613-7943 ⑥問合せ ☎019-626-7508
	☐ 精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)(④)	－		
	☐ 特別児童扶養手当の転出前届(⑤)	－	なし	
	☐ 障害福祉サービス、障害児通所支援(⑥)	－	各種受給者証、通帳等	次の窓口は③、④、⑤の手続き可能 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
※③、④、⑥は居住地特例対象施設へ入所する方のみ手続きが必要です。				
転校	☐ 児童・生徒の転校手続き (「異動通知書」を受け取っていない方)	1002820	なし	都南分庁舎 3 階 学務教職員課 問合せ ☎019-639-9044
	☐ 区域外就学申請 (注)	－	申請者(保護者)の本人確認書類	本庁本館 5 階 教育委員会分室
	(注) 学務教職員課での手続きが必要になる場合があります。			
保育所 等	☐ 保育施設の退園届	1040555	なし	市保健所庁舎 1 階 子育てあんしん課 問合せ ☎019-626-7511
	☐ 無償化に関する施設等利用給付認定の住所変更	1028957	なし	都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課 市保健所庁舎 1 階 子育てあんしん課 問合せ ☎019-626-7553

裏面もご覧ください。

	手続き	広報 ID	必要な物	担当課
その他	☐ 上下水道の使用中止届 (インターネットや電話から届出できます。) 届出ページはこちらから→		転出前住所と新住所(物件名・ 部屋番号)、転出前住所の水栓番 号またはお問合せ番号(納入通 知書や料金等のお知らせに記載)	盛岡市愛宕町6番8号 上下水道局本庁舎1階 上下水道局 お客さまセンター 問合せ ☎019-623-1411
	※農業集落排水施設、家庭用井戸水を使用されている方は 使用人数に変更がある場合も届出が必要です。			
	☐ 原動機付自転車(125cc 以下のバイク)、 小型特殊自動車の廃車届	1000504	ナンバープレート、 標識交付証明書	本庁本館2階 市民税課 問合せ ☎019-613-8499 都南総合支所 税務福祉係 玉山総合事務所 住民福祉課
	※軽自動車の手続きは軽自動車検査協会岩手事務所へ、125cc 超のバイクの手続きは東北運輸局岩手運輸支局へお問合せください。			
	☐ 納税管理人申告・承認申請書等の提出 (盛岡市内に不動産等を所有または管理している方)	1014818	固定資産税・都市計画税の 納税通知書	本庁別館6階 資産税課 問合せ ☎019-626-7530

新住所地での転入の手続きは、新しい住所に住み始めてから 14 日以内にお願いします

- 新住所地での転入届に必要なもの ※詳しくは、新住所地の市区町村役場にお問合せください。
- ・転出証明書（マイナンバーカードを利用して転出届をされた方は不要です）
 - ・世帯全員分のマイナンバーカードと、カードごとの4桁の数字の暗証番号
 - ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
 - ・同一世帯員による署名用電子証明書の発行に関する委任状
- マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書は住所等が変わると失効します。再発行にはカードの所有者本人の申請が原則必要ですが、転入日と同日に限り、同一世帯員が委任状を持参することで即日での発行手続きを行うことができます。委任状は転入先市区町村のホームページ等をご確認ください。
- ・転入手続きに関する委任状（届出人が引っ越しする世帯の中にいない場合）
- 世帯員ではない方が転入手続きする場合、マイナンバーカードに関する手続きがその場ではできないことがあります。
- マイナンバーカードをお持ちの方へ
- ・転入日から14日を経過して転入届をした場合、マイナンバーカードは失効します。
 - ・マイナンバーカードを利用して転出届をされた場合、転出予定日から30日を経過すると、上記に加え転入手続きができなくなります。その際は、盛岡市役所窓口にて転出証明書の交付を受けてください。

●その他のご案内

転出日や転出先が変更になる場合	盛岡市での手続きは不要です。新住所地での転入の手続きの際にその旨を申し出てください。
転出証明書を紛失した場合	本人確認書類（運転免許証等）を持参し、盛岡市役所窓口で再交付の手続きをしてください。
転出が取りやめになった場合	転出証明書と本人確認書類を持参し、盛岡市役所窓口で転出取消の手続きをしてください。
国外へ転出していた方が帰国し住民登録する場合	本人確認書類以外にも必要書類がありますので、事前に転入先市区町村にお問い合わせください。
印鑑登録について	盛岡市で印鑑登録していた方は、転出（予定）日付けで印鑑登録が自動的に廃止されます。印鑑登録証またはもりおか市民カードは、転出（予定）日後に処分してください。
在外選挙人名簿の登録について	海外に住んでいる人が、外国にいながら日本の国政選挙及び国民審査に投票できる制度（在外選挙制度）があります。詳しくは外務省のホームページをご覧ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html
犬の登録事項の変更について	盛岡市での手続きは不要です。転出先市区町村で登録事項変更手続きをしてください。マイクロチップ情報登録をしていない犬は、手続き時に犬鑑札と書いてある金属プレートが必要です。
住民税の課税について	住民税は、1月1日時点の住民登録市区町村で課税されます。そのため、盛岡市から転出していても、盛岡市に納税していただくことになる場合があります。
課税（非課税）証明書の取得について	課税（非課税）証明書は、1月1日時点における住民登録市区町村で発行します。転出後に盛岡市から当該証明書の交付を受けたい場合は、市民税課までお問い合わせください（☎019-626-7504）。なお、転出日以降は証明書コンビニ交付サービスにより盛岡市から当該証明書の交付を受けることができなくなります。

- 外国語（英語・中国語）で手続きなどのお手伝いができます。必要な方は、文化国際課にお問い合わせください。
- （担当） 本庁舎 別館7階 文化国際課 ☎ 019-626-7524 多文化共生窓口 →

【転出手続きに関するお問合せ】 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本庁舎1階
盛岡市市民部市民登録課 登録係 ☎ 019-613-8309（直通）